

朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動 —壬辰倭乱直後の朝鮮と明—

桑野栄治

Change of State Rituals in the Later Choson Period: Korea and China after Hideyoshi's Invasion of Korea

Eiji KUWANO

【要旨】本稿は、16世紀末の壬辰倭乱から17世紀前半の明・清交替までに時期を絞り、朝鮮後期社会においては国家祭祀儀礼がいかに変動し、また朝鮮政府は宗主国である明にどのように対処したのかについて追究したものである。その考察にあたっては官撰史料の『朝鮮王朝実録』、対明外交文書集の『事大文軌』のほか、儒家文集を活用した。

戦勝を祈る関羽信仰は来援明軍によって朝鮮半島にもたらされたが、実際のところ朝鮮政府は漢城内の南閔王廟と東閔王廟の建設には反対であった。光海君も否定的見解を示していたものの、実録の清書の際に削除されてしまう。来援明軍のための祭祀施設としては平壙の武烈祠と漢城の宣武祠がある。朝鮮政府は机上で救援を指示した明将より、実際に現地の朝鮮で指揮を執った明将の功績を評価していた。だが、これらの祭祀施設は17世紀前半になると管理体制が弛緩し、清軍の侵入つまり丙子胡乱によって祭祀の運営に支障が生じることになる。朝鮮で戦死した一般の明兵を弔ったのが愍忠壇である。壇の名称は明の萬曆帝の聖旨によって決定したものであり、宣武祠と同じく愍忠壇も朝鮮政府の発案により創建された祭祀施設ではない。愍忠壇祭祀は丙子胡乱と明・清交替を経て忘れ去られていたが、飢饉に対する救済策の一環として17世紀半ばに復活する。その背景にあるのは明を追慕するいわゆる慕明思想ではなく、むしろ天譴思想であったと考えられる。

本稿で検討した閔王廟・宣武祠のほか愍忠壇がクローズアップされるには、小中華意識が高まる18世紀半ばの英祖代を待たねばならなかった。

【キーワード】朝鮮後期、国家祭祀、壬辰倭乱、丙子胡乱、明・清交替、慕明思想、閔王廟、武烈祠、宣武祠、愍忠壇

【目次】

はじめに

- 一 壬辰倭乱期の閔王廟祭祀 — 戦勝を祈る祭祀儀礼 —
- 二 武烈祠と宣武祠 — 来援明軍のための祭祀儀礼 —
 1. 武烈祠の創建
 2. 宣武祠の創建
 3. 17世紀前半の武烈祠と宣武祠
- 三 慎忠壇 — 戦死者のための祭祀儀礼 —
 1. 慎忠壇の創建
 2. 慎忠壇祭祀の復活とその事情

むすび

はじめに

16世紀末の壬辰倭乱（文禄・慶長の役）を契機に、朝鮮政府は関羽を祀る関王廟と明の將軍を祀る宣武祠を建設し、これらを国家祭祀として祀典に登載した。国家祭祀とは、王朝国家が天・地・人の神々を祀る儀礼であり、いわば儒教理念を可視的に実践する空間である。祀典とは国家祭祀のリストであって、15世紀後半に成立した『国朝五礼儀』（成宗5年、1474）が朝鮮王朝の祀典に相当する⁽¹⁾。18世紀半ばにはこれを補うべく、『国朝統五礼儀』（英祖20年、1744）が成立した⁽²⁾。この朝鮮後期の祀典には、壬辰倭乱と深く関わる関王廟と宣武祠があらたに小祀に位置づけられている⁽³⁾。祭神の性格上、関王廟と宣武祠の祭祀儀礼を主宰する獻官（祭官）は文官ではなく、從2品の武官である⁽⁴⁾。

朝鮮初期に成立した『国朝五礼儀』をみると、王朝国家の祭祀儀礼は宗廟（王室）と社稷（王土）を祀る最大級の大祀、孔子や朝鮮歴代の始祖神などやや格が下がる中祀、その他の小祀、の3段階に分かれる⁽⁵⁾。朱子性理学（新儒教）を統治理念とする朝鮮王朝は孔子を祀る文廟祭（文廟祭⁽⁶⁾）を重視し、王都の最高学府である成均館と地方の国立学校施設である郷校に文廟を建設した⁽⁶⁾。さらに朝鮮政府は王朝の正統性を主張するために、古朝鮮の檀君と箕子、三国時代の東明王・温祚王・朴赫居世、そして高麗太祖王建をそれぞれゆかりの地で祀ったところにも注目すべきであろう⁽⁷⁾。しかし、中国の国家祭祀制度⁽⁸⁾とは異なり、儒教の最高神にして天空の最高神でもある天帝（昊天上帝）を祀る圜丘（円丘）壇祭祀は、儒教の名分論により祀典から除外された。当時の儒者官僚の理解では、天帝を祀ることができるのは天子、つまり明の皇帝のみであった⁽⁹⁾。こうした朝鮮知識人の圜丘壇祭祀に対する理解は、朝鮮後期にも貫かれる。

朝鮮初期の祀典と比較した場合、関王廟と宣武祠の新設は朝鮮後期社会における国家祭祀の特徴といえよう。武より文を尊ぶ朝鮮政府が、軍神である関羽と来援明軍の諸将を朝鮮の地に祀ったからである。その背景には壬辰・丁酉倭乱と丁卯・丙子胡乱（清軍の侵入）、そして明・清交替という東アジア情勢の変化があった。

つとに中村栄孝氏は、漢城（いまのソウル）に關王廟が建設された頃には明将を祀る祠廟も建てられ、来援明軍に対する崇敬の念は「慕明思想」の高揚とともに深まった、と指摘した⁽¹⁰⁾。「慕明」とは、文字どおり明を追慕することである。さらに中村栄孝氏は、肅宗（1674～1720年）・英祖（1724～76年）代に朝鮮政府は「慕明」の国家祭祀を重要視した、と指摘する⁽¹¹⁾。なるほど肅宗代の場合、肅宗29年（1703）には宋時烈の弟子権尚夏が忠清道槐山の華陽洞（宋時烈の郷里）に萬東廟を私的に建てて明の神宗萬曆帝と毅宗崇禎帝を祀った。いうまでもなく、萬曆帝は壬辰倭乱の際に朝鮮に援軍を派遣した皇帝であり、崇禎帝は明最後の皇帝である。宋時烈の意志は国家的な「慕明」の施設として結実し、郷村社会では在地士族・郷吏層が壬辰倭乱・丙子胡乱時に戦死した人々を顕彰する動きも広まる⁽¹²⁾。翌年の肅宗30年は、明滅亡の年（1644年）から暦がひと回りする60年目の年にあたり、政府でも朝鮮王朝の滅亡を救った明の恩義に報いるために王宮の昌徳宮内に大報壇（皇壇ともいう）を創設して萬曆帝を祀った⁽¹³⁾。大報壇は朝鮮の中華意識を具現する祭祀施設となり、英祖はあらたに太祖洪武帝と崇禎帝を加えて大報壇に3人の皇帝を祀った⁽¹⁴⁾。さらに60年後の英祖40年（1764）3月19日には英祖みずからが大報壇で祭祀を行い、

国家規模の儀礼を通して明に対する恩義を表明することになる。3月19日は崇禎帝が紫禁城の裏山（万寿山、いまの景山公園）で自害した日である。

このように、17世紀後半以後の国家祭祀に関してはいくつかの研究成果が提示され、朝鮮知識人の祭礼観・中国觀を考察する素材が整いつつある。では、壬辰倭乱から明・清交替までのあいだに、朝鮮政府は明にどのように対処したのだろうか。朝鮮政府の来援明軍に対する不信感についてはすでに指摘されている⁽¹⁵⁾が、朝鮮政府は来援明軍と深く関わる国家儀礼をいかなる論議を経て受容したのであろうか。そこで、本稿では16世紀末から17世紀前半における国家祭祀の変動を追究し、あわせて壬辰倭乱が朝鮮後期社会の対明觀・対明姿勢に及ぼした影響について検討してみたい。

一 壬辰倭乱期の関王廟祭祀 — 戰勝を祈る祭祀儀礼 —

宣祖31年（1598）4月に来援明軍の諸将は漢城の崇礼門（南大門）外に南関王廟を創設し、その後、朝鮮政府は明将の要請をうけて宣祖34年8月には興仁門（興仁之門、東大門）外に東関王廟を建設した⁽¹⁶⁾。明将は王都の漢城のみならず慶尚道の星州（宣祖30年）と安東（同31年）、全羅道の康津（同30年）と南原（同32年）にも関王廟を建設して戦勝を祈念した。創設の経緯から理解できるように、関羽信仰は明将によって朝鮮半島にもたらされたものである。軍神である関羽を祀る関王廟祭祀は、朝鮮では前例がない。そのため、関羽の生辰（誕生日、5月13日）を明日にひかえて王朝政府はとまどいを隠すことができなかった。礼曹は宣祖に次のように上奏した。

礼曹啓曰、関王廟致祭之儀、我国前所未有、而礼節未講、固難率爾處之、但天將（＝明將）固請、則勢不得已、姑依備辺司啓辭、只行焚香致敬之儀何如、伝曰、依啓、（礼曹が国王殿下に申し上げた。「関王廟の祭祀の儀式は我が国には前例がなく、その礼節をいまだ決定することができません。もとより軽率に対処することは困難です。しかし、明将が国王殿下に強く挙手を要請すれば、形勢はやむをえませんので、しばらくは備辺司の上奏どおりに香を焚いて敬意を表する儀式のみを行ってはいかがでしょうか」と。国王殿下は「そのようにせよ」と仰せられた。）（『宣祖実録』卷100、31年5月丙申〔12日〕条）

同日の備辺司の上啓記録によると、右議政李德馨が明将と会談したところ、「老将たちは必ず四挙手を行ふので、朝鮮国王もそれをみて同じように挙手すればよい」、「朝鮮のために新設した関王廟に、朝鮮国王が一度膝を曲げるのもよい」、と語ったという⁽¹⁷⁾。関王廟祭祀に困惑したのは備辺司と礼曹だけではない。この日、弘文館は王命をうけて礼制に関する書籍を検討したが、関王廟祭祀に関しては典拠とすべき適當な事例はなかった。わずかに、明では四孟（陰曆正月・4月・7月・10月）・歳暮および関羽の生辰に官員を派遣して致祭していることを、弘文館は『大明会典』を参考にして報告した⁽¹⁸⁾。これ以前に、朝鮮政府は諸般の制度整備のために『大明会典』をしばしば活用し、明宗代（1545～67年）には朝鮮版の『大明会典』を印刷して臣僚に下賜したことがある⁽¹⁹⁾。

実際に明では太祖洪武帝が南京に関羽を祀り、成祖永樂帝も北京遷都後に定期的に関羽祭祀を実施した。とくに萬曆帝は山西省解州（関羽の郷里）と河南省洛陽（関羽の首塚がある）の関羽廟を手厚く保護し、関羽に帝号を賜与したほどである⁽²⁰⁾。こうした明の関羽信仰については朝鮮にも情報が伝わった。たとえば、柳成龍が遼東から北京までの沿道で

関羽の祠廟を見聞したことは、その著書『西厓集』（仁祖11年、1633）を通してよく知られている⁽²¹⁾。のちに宣祖は遊撃許国威を引見し、関羽が太祖洪武帝の時代に陰助の功績によって武安王に封じられ、萬曆13年（宣祖18年、1585）には協天大帝に封じられたことを知ることになる⁽²²⁾。

結局、宣祖は南閔王廟の前で跪いて香を焚き、獻爵後に再拝を行った⁽²³⁾。これが朝鮮国王による閔王廟親祭の初見である。朝鮮後期の基本法典である『統大典』（英祖22年、1746）は「朝鮮国王が閔王廟に行幸する時には再拝を行う」と定める⁽²⁴⁾が、宣祖による閔王廟親祭は稀なケースである。こころみに翌年の記録をみてみよう。

政院啓曰、閔王廟、天朝（＝明）將官皆已焚香、茅遊擊（＝茅國器）如是言之、今日遣禮曹官員焚香為當、伝曰、依啓、（承政院が国王殿下に申し上げた。「天朝の將官はすでに閔王廟で焚香の儀礼を実施した」と茅遊擊が報告してきました。今日は閔王廟に礼曹の官員を派遣して香を焚くのがよいでしょう」と、国王殿下は「そのようにせよ」と仰せられた。）（『宣祖実錄』卷113、32年5月庚申〔13日〕条）

宣祖は承政院の提案を受け入れて、南閔王廟に礼曹の官員を祭官として派遣した。前年には宣祖みずからが閔王廟に行幸したが、今回の閔王廟祭祀は朝鮮国王による親祭ではない。朝鮮政府は、官僚を代理として派遣する「有司攝事」の形式⁽²⁵⁾で閔王廟祭祀を実施したのである。実施の理由も、朝鮮政府の積極的な発案ではない。明将が関羽の生辰に致祭したため、やむをえず朝鮮側も閔王廟祭祀を実施したようである。上の記録からは、当時の対明觀の一端を窺うことができる。

1ヶ月後の宣祖32年6月に朝鮮政府は東閔王廟の建設工事を決定したが、戦後の混乱と民衆の多大な負担、そして中国様式の規模の大きさが工事を大幅に遅らせた⁽²⁶⁾。次に掲げる史臣の論評が、当時の朝鮮政府の対明觀を代弁する。

史臣曰、閔廟之役大是虛誕、一之已非而不能禁、又於東郊大興土役、矛遺之民、安得以為生乎、吁、（閔王廟の役事は非常に虚誕なことである。南大門外に閔王廟を設置しただけでも誤りであるのに禁ずることができず、今まで東大門外に土木工事を興そうとしている。戦争で生き残った民衆はどうやって生活することができようか。ああ。）（『宣祖実錄』卷114、32年6月己亥〔22日〕条）

史臣曰、雲長（＝関羽の字）非佛也、而華人設道場於閔廟、其荒誕謬妄如是夫、（関羽は佛ではないのに、中国人は閔王廟に道場を設けている。これは甚だでたらめなことである。）（同書卷117、32年9月癸亥〔17日〕条）

朝鮮政府は南閔王廟だけでなく、東閔王廟の建設にも反対であった。また、儒教を尊ぶ朝鮮の儒者官僚にとって、明将による閔王廟の儀礼は異様に映っていた。中村栄孝氏は、「朝鮮政府としては、東廟（＝東閔王廟）をとくに重視していたものようである。いうまでもなく、苦難のなかで朝鮮みずから建設したからであろう」という⁽²⁷⁾。しかし、この見解は推測の域を出ない。『宣祖実錄』をみると、東閔王廟が完成したのち、宣祖がみずから閔王廟で拝礼した形跡はない。のみならず、宣祖34年10月以後、宣祖代末年までは閔王廟祭祀の運営に関する論議さえ途絶える。したがって、少なくとも宣祖代に限っては、朝鮮政府が東閔王廟をとくに重視したということはできない。司憲府の発言を借りれば、「閔王廟の役事は当初より国事とは関係がないのに、3年間怨みを買ひながらこの廟宇を建設した」⁽²⁸⁾のである。

こうした朝鮮政府の関王廟に対する否定的見解は、光海君代（1608～23年）にも記録が残る。光海君4年（1612）に光海君は関王廟の修理と管理の強化を礼曹に命じたが、「関王廟を設置しなければ済んだものを、天朝の大官（＝明将）がすでに創建してしまった」と心情を吐露する⁽²⁹⁾。この記録は実録を清書する際に削除された条文である⁽³⁰⁾が、関王廟の設置が朝鮮側の意図するところではなかったことを示唆する。光海君は、今となっては既成事実を認めるほかなかったのであろう。そのうえ、光海君が関王廟に親祭または参拝した記録を『光海君日記』に見出すことはできない。朝鮮政府は毎年春秋の驚蟄（陰暦2月の節気。陽暦では3月5日頃）と霜降（陰暦9月の節気。陽暦では10月23～24日頃）に官僚を派遣して関王廟祭祀を実施していたのである⁽³¹⁾。

二 武烈祠と宣武祠 一 来援明軍のための祭祀儀礼 一

1. 武烈祠の創建

功徳ある人が生存中に慕われて祀られる祠廟を生祠といい、古くは中国の『漢書』にも生祠の事例がみえる⁽³²⁾。来援明軍のための国家祭祀に関する初見は、宣祖26年（1593）2月の実録記事である⁽³³⁾。備辺司は明の提督李如松のために顯彰碑を建て、画像を描いて生祠に祀ることを上奏した。周知のように、李如松は前年の宣祖25年12月に総勢4万の東征軍を率いて鴨綠江を渡り、宣祖26年正月に平壤を奪還した⁽³⁴⁾。李如松の配下には左協將楊元・中協將李如栢・右協將張世爵がいた。朝鮮政府が当初は兵部尚書石星ではなく、李如松のために生祠の建設を建議したところに注意すべきである。宣祖はこれを許可したが、武烈祠はすぐには完成しなかった。

中村栄孝氏は武烈祠について「創建のときは明らかでない」と述べた⁽³⁵⁾が、たしかに不明なところが多い。たとえば、『宣祖修正実録』は武烈祠について次のように記録する。

李如松，容貌魁傑，字量寬洪，（中略）後，上命建祠于平壤，祀石星及如松，而以如栢・張世爵・楊元配，賜額武烈，（李如松は容貌が傑出し、度量が広い。……のち、国王殿下が命じて、平壤に祠堂を建てて石星および李如松を祀り、李如栢・張世爵・楊元を配享させた。その祠堂には「武烈」と賜額した。）（同書卷27、26年9月条）

朝鮮政府が武烈祠に石星・李如松のほか3人の明将を配享（功績がある人物の位牌を祠堂に配し祀ること）したことについては、金正浩『大東地志』（高宗元年、1864）にも記載がある⁽³⁶⁾。一見、武烈祠が宣祖26年に建設されたように受け取れるが、その完成までにはなお時間を必要とした。また、英祖代（1724～1776年）に編纂された『輿地図書』は武烈祠について、「宣祖26年に監司李元翼が創建した」と説明する⁽³⁷⁾。たしかに当時、李元翼は平安道監司と巡察使を兼ね、李如松に従って平壤を奪還した⁽³⁸⁾。しかし、この記録も漠然としており、やや情報量に欠ける。

武烈祠の設置について具体的な論議の内容が実録記事に現れるのは、宣祖27年になってからである。朝鮮政府は平壤で石星を李如松と同じ祠堂で祀ることを決定した。

備辺司啓曰、當初、力排群議、命將出師來救我國、石尚書之功、果為重大、為設位版（=位牌），與李提督同入一祠、副將三人亦為同祠、其於情禮極為允當、答曰、依啓、副將三人似多、更議、（備辺司が国王殿下に申し上げた。「当初、群議を排して軍隊を派遣し、我が国を救援するよう命じたのは、石尚書の功績が最大です。石尚書のために位牌を設け、李提

督とともに祠堂に祀り、3人の副将も合わせて祀るのが極めて心情と礼儀にかないます」と。国王殿下は「そのようにせよ。ただし、3人の副将は多いようなので、さらに議論せよ」と仰せられた。) (『宣祖実録』卷56, 27年10月丁巳〔13日〕条)

当初、備辺司は平壤に李如松を祀る予定であったが、兵部尚書石星の功績を評価するに至った。宣祖もこれを許可したが、「3人の副将」つまり李如栢・張世爵・楊元の祭祀については保留した。武烈祠の建設が遅延した理由は、3人の副将の祭祀について意見が一致しなかったからであろう。年が明けると、宣祖は承政院に次のように教書を伝えた。

上教政院曰、石尚書生祠、曾已定之矣、他人雖不得為之、石尚書與李提督同祀、天使未出来之前、使之举行、俾華人知之、(国王殿下が承政院に教書を下された。「石尚書の生祠に関する件はすでに決定した。他の明将のために生祠を建てることはできないが、石尚書と李提督に対してはともに祭祀しなければならない。明の使臣が来朝する前に祭祀を举行し、明人にこれを知らしめよ」と。) (『宣祖実録』卷59, 28年正月丁丑〔4日〕条)

宣祖は石星と李如松のための祭祀を促し、李如栢・張世爵・楊元の祭祀については見合わせることにした。ただし、李如松の画像も顯彰碑もいまだ完成していなかった。当時、平壤では碑石と工匠の準備は整っていたが、礼曹判書（兼承文院大提学）尹根寿が奏請使として赴京していたため、碑文自体が製述されていなかったのである⁽³⁹⁾。したがって、朝鮮政府が武烈祠の建設事業に本格的に着手したのは、宣祖28年正月以後であろうと考えられる。

ところで、3人の副将のうち、楊元は生祠の建設に対して次のように反論している。武烈祠に祀られることになる本人の意見として、興味深い記録である。

(前略) 聞你國欲画提督生祠云、今日蕩平之功、乃聖天子(=明の皇帝)之威武也、豈可貪天功、以為己力乎、(……朝鮮国では提督の画像を描いて生祠堂に掲げると聞く。しかし、今日の平定の功績は明の皇帝の威武にある。どうして天子の功績を貪って己の力と言えようか。) (『宣祖実録』卷35, 26年2月癸巳〔8日〕条)

武烈祠の建設が遅延したもうひとつの理由は、副将のあいだに抵抗感ないし不満があつたからであろう。楊元は萬曆帝の威武を強調する⁽⁴⁰⁾が、李如松に対する嫉妬心も窺える。すでに述べたように、武烈祠の創建年代は史料上、明確ではない。しかし、日本軍の再侵略に備えて承政院承旨（兼経筵參贊官）鄭期遠が援軍を要請する奏聞使として明に赴いた際に、鄭期遠は「老爺(=楊元)の功績を忘れることができず、平壤に老爺の生祠を建てました」と楊元に伝えている⁽⁴¹⁾。明・日本間の講和が破綻したことにより、鄭期遠が宣祖の命令をうけて明へ出発したのは、宣祖29年11月である⁽⁴²⁾。したがって、少なくとも宣祖29年11月頃にはすでに平壤に武烈祠が完成していたと判断してよい。

のち、石星は講和破綻の責任問題から宣祖30年に兵部尚書を解任され、2年後の宣祖32年に獄死したとのニュースは朝鮮にも届いた⁽⁴³⁾。一方の李如松は朝鮮系の中国人であり、李重煥の『択里誌』(英祖30年、1754)によると、李如松はつねづね「私はもともと朝鮮人である」と語っていたという⁽⁴⁴⁾。李如松は英祖代になると萬曆帝の配享として大報壇に祀られた⁽⁴⁵⁾。朝鮮政府は机上で救援を指示した石星より、実際に現地の朝鮮で指揮を執った李如松の功績を評価したのである。

2. 宣武祠の創建

丁酉倭乱後の宣祖32年（1599）に朝鮮政府は漢城に明の軍門邢玠を祀った⁽⁴⁶⁾。これが宣武祠である。しかし、創建に至った事情は、平壤の武烈祠の場合とは異なる。宣武祠は朝鮮政府の発案ではなく、明将本人の要請により創建された。前年暮れの『宣祖実録』によると、備辺司は次のように上奏した。

備辺司啓曰、軍門生祠歌謡事、軍門既自言之、似當速為挙行、以慰其心、但為軍門設生祠歌謡、四路（＝東路・中路・西路・水路の東征軍）提督、必欲并參其間、或為或否、則有激怒、難處之事、姑當以建生祠之意、先告軍門、摹其真像建祠、則從容處之、歌謡為先製述投呈、伝曰、依啓、（備辺司が国王殿下に申し上げた。「軍門のために生祠と歌謡を作ることは、軍門が直接言ってきたことですので、すみやかに挙行してその心を慰めるのがよいでしょう。ただ、軍門のためだけに生祠と歌謡を作れば、4路の提督は必ずみなこれに加わろうとするに違いありません。或る者には作り、或る者には作らないとなれば彼らは激怒し、具合が悪いことになります。そこで、まずは生祠を建設する意志を軍門に伝え、画像の模写と生祠の建設にはゆっくりと対処し、歌謡については先に製述して送るのがよいでしょう」と。国王殿下は「そのようにせよ」と仰せられた。）（『宣祖実録』卷107、31年12月庚辰〔29日〕条）

備辺司は邢玠の要請をすぐには受け入れず、画像の作成と生祠の建設については慎重に対処するよう、宣祖に進言した。その生祠と画像は半年後の宣祖32年9月に完成したが、儀註（国家儀礼に関する式次第の記録）と祭物（神前の供え物）だけでなく生祠の名称（宣武祠）さえ決定していなかった。国家祭祀を管掌する礼曹は次のように上奏した。

礼曹啓曰、邢軍門画像已完、即當掛之於祠宇、而只緣祭祀節目未得講定、以致遲延、到今矣、今考李提督〔如松〕生祠堂節目、則每年春秋仲月（＝陰曆2月と陰曆8月）中丁（＝中旬の丁の日）行祭、祭物依精忠錄所載、參以我国蠶祭之例、增損磨練、祠号亦令芸文館撰定云、（後略）（礼曹が国王殿下に申し上げた。「邢軍門の画像はすでに完成しましたので、すぐに祠廟に掲げるべきです。ただ、祭祀の節目についてはいまだ決定せず、遅延したまま今に至っています。今、李如松を祀る生祠堂の規則を詳しく検討すれば、毎年仲春と仲秋の中丁に祭祀を行い、祭物は『精忠錄』の記載により、我が国の蠶祭の例を参考にして整備し、祠号は芸文館に選定を命じた、といいます。……）（『宣祖実録』卷117、32年9月朔丁未条）（史料中の〔 〕内は割註、以下同じ）

礼曹は李如松を祀る武烈祠の儀礼を前例として、宣武祠祭祀の実施方法を検討していた。この上奏文をみると、武烈祠祭祀の供物は『精忠錄』（宣祖18年、1585）⁽⁴⁷⁾の規定に準じて定められ、また蠶祭の制度を参考にしたことがわかる。蠶とは軍旗のことであり、世宗代（1418～50年）に小祀として祀典に組み込まれた国家祭祀である⁽⁴⁸⁾。朝鮮では歴史上の人々を武神として崇拜する儀礼はなかったため、中国の礼制にならって軍神に相当する軍旗を祀っていた。礼曹は、生祠に関するあらゆる事項を調査済みであったと考えられる。

とはいえる、朝鮮政府にとって明将の生祠に画像を奉安することは初めての国家儀礼である。そのため、備辺司は画像の奉安については礼曹で審議するよう宣祖に要請した。画像の奉安をめぐっては、礼曹と備辺司のみならず国王の宣祖もまた慎重であった。宣祖は承政院に次のように教書を伝えた。

伝于政院曰、邢軍門生祠堂、新掛画像之日、似當別作祭文、遣官致祭、非但礼文如是、似系留在天將聞見、何如乎、議處、（後略）（国王殿下が承政院に教書を下された。「邢軍

門の生祠堂にあらたに画像を掲げる日には別途に祭文を製述し、官員を派遣して致祭すべきである。礼文がこのようであるだけでなく、駐留する天将の見聞に関わるようだが、どうだろうか。議論して対処せよ。……) (『宣祖実録』卷117, 32年9月癸亥〔17日〕条)

明軍の帰還後であればともかく、当時はまだ明軍が朝鮮に駐留していた。そのため、宣祖もまた明将のための儀礼に対しては慎重にならざるをえなかつたのであろう。とりわけ、祭文については「体面を損なわないようにするのがよい」と宣祖は念を押した⁽⁴⁹⁾。「体面」を守ることと「慕明思想」とのあいだには距離がある。これに対して礼曹は、「別途に祭文を作成し、祠廟と画像を設置した意図を詳述してこれを奉安の日に用い、すでに国王殿下の裁可を得た祭文は毎年の祭礼に用いることにも、おそらく妨げはないでしょう」と折衷案を申し入れ、宣祖はこの意見を受け入れた⁽⁵⁰⁾。

以上が宣武祠の創建をめぐる朝鮮政府の動向である。礼曹が平壤の武烈祠を前例として宣武祠祭祀を制度化したことは明らかである。こうして宣祖32年10月、宣祖は「再造藩邦」の四大字を親筆し、承政院にこれを刻板して宣武祠に掲げるよう命じた⁽⁵¹⁾。「再造藩邦」とは、宗主国である明が藩屏国である朝鮮を再建したという意味である⁽⁵²⁾。

しかし、宣武祠祭祀の意義を考察する場合、実録記事の「李提督の生祠堂」という表現に注目すべきである。というのも、すでに検討済みの平壤武烈祠ではたしかに石星が主享であった⁽⁵³⁾が、朝鮮政府はむしろ配享の李如松を重視していた。そして同様の現象を宣武祠にも窺うことができるからである。

宣祖37年(1604)7月に宣祖は宣武祠に経理楊鎬を配享するよう命じた⁽⁵⁴⁾。周知のように、楊鎬は丁酉倭乱の際に忠清道稷山へ精銳部隊を派遣し、漢城へ向かう日本軍の侵入を阻んだ⁽⁵⁵⁾。朝鮮政府は明将の要請にしたがって宣武祠を設置したが、楊鎬の配享は宣祖みずからの発案である。「再造藩邦」の意味も、楊鎬の配享をめぐる朝鮮政府内の論議から明らかとなる。そこで次に、宣祖の備忘記(国王が命令や意見を書いて承旨に伝える文書)をみるとしよう。

備忘記曰、昔在丁酉、南原既破、賊兵長軀北上、已迫畿甸、所在人民奔竄、都城驚潰、楊經理自平壤來援、捲甲兼程、直入京城、拠守指揮、諸將按伏於天安・稷山之間、分道擊賊、賊敗退、由是京城得以保全、恢復疆土、此其基也、(中略)古者、立祠必有配享、宣武祠無配享、予意欲以楊經理配享、可博採公論、以啓、倘曰未為不可、則令冬至使行次、購得画像而來、議處、言于備辺司、(国王殿下が備忘記を下された。「かつて丁酉年に南原が陥落するや、賊兵は長軀して北上し、すでに畿甸に迫る勢いであった。各地の人は逃げかくれ、都城が混乱状態となった。そのとき、楊經理は平壤から来援し、鎧をといて2倍の行程でただちに京城に入って指揮を執った。諸将を天安と稷山のあいだに待ち伏せさせ、賊を挟み撃ちにして敗退させた。これにより京城の安全は保たれ、疆土を恢復することができたのである。……昔は祠堂を建てると必ず配享があったが、宣武祠には配享がない。予は楊經理を配享したいと思うので、広く公論を採択して上奏せよ。もしそれでよければ、冬至使の一行に画像を購入して来るよう、議論して対処するよう備辺司に伝えよ」と。)

備忘記、宣武祠遣近臣致祭、天兵祭壇(=愍忠壇)、京城則遣官致祭、外方則令監司、以守令差定祭官致祭、(後略)(国王殿下が備忘記を下された。「宣武祠には近臣を派遣して致祭せよ。また、明兵の祭壇には、漢城の場合は官員を派遣して致祭し、地方の場合は当該監司をして守令を祭官に任命して致祭せよ。……) (いずれも『宣祖実録』卷176, 37年7月戊

辰〔19日〕条

前者は宣祖が備辺司に、後者は礼曹に審議を命じたものである。この備忘記をうけて、礼曹が「すでに宣武祠には祭祀を実施するようにしましたので、武烈祠にも致祭すれば心情と礼儀にかなうでしょう」と報告したところ、宣祖は武烈祠にも特別に漢城から官員を派遣して祭祀を挙行するよう命じた⁽⁵⁶⁾。朝鮮王朝では宣武祠と武烈祠が密接な関係にある国家祭祀であったことが窺える。ただし、漢城と地方の愍忠壇祭祀（後述）の実施状況については、この年の実録記事には記録がない。備辺司は礼曹にやや遅れて回答したが、楊鎬の配享と画像の購入に異議はなかった⁽⁵⁷⁾。このとき備辺司では楊鎬の「疆域の再造」を高く評価し、宣武祠に配享するのではなく並享（祠堂に位牌を並べて奉安し、ともに祀ること）すべきである、との意見も出たほどである。

以上にみたように、朝鮮政府は武烈祠の場合と同様、宣武祠でも主享の邢珍より配享の楊鎬を重視した。楊鎬の評価については、次のようなエピソードが残る。

（前略）楊鎬革職回去、上率百官、泣送于弘濟院、都中土民、男婦人垂髪、戴白皆出祖郊外、我国立碑於慕華館、訟其功德、諸臣以詩為別、（後略）（……楊鎬が罷免となり、朝鮮を去った。国王殿下は百官を率い、泣きながら弘濟院まで見送った。漢城の民衆は男も女も髪を振り乱し、老人はみな城門を出て旅の安全を祈った。我が国は碑石を慕華館に建てて楊鎬の功德を称え、官僚は詩を詠んで餞別とした。……）（『再造藩邦志』卷4）

『再造藩邦志』とは、17世紀前半に博学強記の士人申炅が壬辰倭乱期の朝鮮と明との関係を記した著作である⁽⁵⁸⁾。これによると、楊鎬は讒言により罷職され、宣祖31年8月に明へ帰還した⁽⁵⁹⁾。その際、宣祖は漢城郊外の弘濟院⁽⁶⁰⁾まで見送って別れを惜しみ、朝鮮政府は楊鎬のために顯彰碑を建てたという。この顯彰碑はのち、英祖40年（1764）の大報壇親祭にともない、宣武祠へ移建された⁽⁶¹⁾。

3. 17世紀前半の武烈祠と宣武祠

さて、宣祖代以後の王朝政府の動向をみると、17世紀前半の場合、武烈祠と宣武祠に関する実録記事はほとんど残っていない。まず、光海君代の記録は次に掲げるわずか1件にすぎない。

以備忘記伝于李好義曰、南別宮・大平館・閔王廟・宣武祠・楊御史碑閣、唐官（＝明使）出来時、例必修理、回還則破陋無形、今後令該司申飭嚴守、（後略）（国王殿下が右承旨李好義に備忘記を下された。「南別宮・大平館・閔王廟・宣武祠・楊御史碑閣は、明使が来朝する際にはいつも必ず修理するが、いったん彼らが帰還するとひどく壊れてしまう。今後は該当官庁に厳しく申しつけて管理させよ。……）（『光海君日記（太白山史庫中草本）』卷79、6年6月癸巳〔12日〕条）

この光海君6年（1614）の教書は、清書本の鼎足山史庫本では削除された条文である。もちろん、削除された理由は定かでない。このとき光海君は対明外交の関連施設である南別宮と大平館、そして来援明軍の関連施設である閔王廟・宣武祠および楊御史碑閣の管理上の問題点を指摘している。南別宮は朝鮮時代の別宮のひとつで、壬辰倭乱の際に日本軍総大将の宇喜多秀家、そして明軍総指揮官の李如松が相次いでここに駐屯した⁽⁶²⁾。以後、歴代の朝鮮国王はこの南別宮で明・清からの使臣を接見することになる。大平館は明使のための迎賓館であり⁽⁶³⁾、楊御史碑とは光海君4年（1612）に朝鮮政府が楊鎬のために慕華

館（明使の送迎施設）のそばに改修した顯彰碑である⁽⁶⁴⁾。これらはすべて宗主国である明のために朝鮮政府が建設した施設であって、その後も明使が来朝するとの報告をうけると、光海君は東閔王廟と楊經理碑閣の修理を急ぎ命じた⁽⁶⁵⁾。したがって、これらの光海君の教書からは、明に対する朝鮮国王の配慮が窺える。しかし同時に、対明外交の関連施設と来援明軍の関連施設の管理体制は、壬辰倭乱後に弛緩していたことを物語る。

つづいて仁祖代（1623～49年）の場合、武烈祠と宣武祠に関する記録としては、2件の実録記事を確認することができる。次に掲げる平安道監司張紳の馳啓は、丁卯胡乱（仁祖5年、1627）後の武烈祠の様子を伝える。

張紳馳啓曰、平壤武烈祠、即壬辰東征時、天將五員享祀之所也、丁卯之變、祠宇則無恙、而五將画像中、獨石尚書画像依舊、李如栢画像、只存腰上、其余三將画像、不知落在何處、早晚詔使出來、即今唐將（＝明將）亦多有往來者、恐致所見埋沒、請令該曹參酌処置、（後略）（張紳が急ぎ申し上げた。「平壤の武烈祠はまさに壬辰倭乱の際に東征した5人の將軍を祀るところです。丁卯胡乱の際に祠宇は無事でしたが、この5人のうち石尚書の画像だけはそのまま残っています。しかし、李如栢の画像は腰から上の部分だけが残り、他の3人の画像はどこにあるのかわかりません。早晚、明國から詔使が來朝するでしょうし、今も明將が往来していますので、おそらく画像が失われたことに気づくでしょう。該當官庁で協議なさいますように。……）（『仁祖実録』卷29、12年2月丙子〔19日〕条）

仁祖12年（1634）は丁卯胡乱から7年後であり、丙子胡乱（仁祖14年、1636）の2年前である。戦後の混乱期とはいえ、武烈祠に奉安された石星と李如栢以外の画像はしばらく紛失したままであった。おそらく、丁卯胡乱後の7年間、平壤では武烈祠祭祀の実施に支障を来たしていたであろう。これに対して礼曹は、李如栢の画像を改修し、失われた3人の画像についてはやむをえず位牌を作ることを建議して許可された⁽⁶⁶⁾。

画像の紛失は武烈祠だけではなかった。同じく仁祖代の記録によれば、宣武祠に掲げられた画像も失われたため、祭祀を実施することが困難であったという。しかし、朝鮮政府としてはにわかに宣武祠の祭祀を廃止することもできない。そこで礼曹は、画像に代えて位牌を作り、従来どおり祭祀を継続するよう要請して仁祖の裁可を得た⁽⁶⁷⁾。宣武祠に奉安された画像は清軍の侵略の際に焼失し、その間の宣武祠祭祀は途絶えていたと推測される。

三 懇忠壇 — 戦死者のための祭祀儀礼 —

1. 懇忠壇の創建

ここで取りあげる懇忠壇祭祀については、『国朝統五礼儀』に規定はない。しかし、この懇忠壇も壬辰倭乱と密接な関係にある祭祀施設である。壬辰倭乱後の宣祖26年（1593）に、明の礼部は懇忠壇の設置を萬曆帝に上奏した。実録記事ではその顛末を次のように簡潔に記録する。

礼部題請、平壤・開城・碧蹄・王京設壇、致祭陣亡官軍、奉聖旨、壇号懇忠、仍與官銀賀辨祭品、（明の礼部が平壤・開城・碧蹄・漢城に祭壇を設置し、戦死した官軍に致祭することを皇帝に上奏したところ、「壇の名称を懇忠とせよ」との聖旨を承った。そこで、官銀を与えて祭祀の供物を準備させることにした。）（『宣祖修正実録』卷27、26年4月条）

すでに検討済みの武烈祠・閔王廟と同様に、朝鮮政府の発案により懇忠壇を築いたので

はない。のみならず、愍忠壇という名称もまた萬曆帝の聖旨により決定した。明政府が祭祀に必要な供物を負担したことは、朝鮮政府にとってはせめてもの救いであろう。祭祀の対象となったのは特定の明将ではなく、壬辰倭乱の際に戦死した「官軍」である。この「官軍」とは朝鮮軍ではなく、来援明軍を指す。実録記事は愍忠壇について「天朝が天兵の戦死者ために壇を築いて祭祀した。これを愍忠という」と説明する⁽⁶⁸⁾。

実際に碧蹄館付近では、宣祖26年正月に明・日本の両軍が激戦を繰り広げた⁽⁶⁹⁾。宣祖は同年10月1日に平安道義州の行在所から漢城に還御すると、まず慕華館へ出向いて皇帝の恩を謝し、四拜礼を行った⁽⁷⁰⁾。ついで宣祖は碧蹄に壇を築いて戦死した明兵を祀るよう命じている⁽⁷¹⁾。礼部の要請により朝鮮政府が愍忠壇祭祀を実施したことは疑いない。しかし、本節の冒頭に掲げた『宣祖修正実録』はあまりにも簡略な記録である。

愍忠壇の規模と祭祀の目的・実施方法に関しては、遼東都指揮使司（遼東都司）張三畏が朝鮮国王宣祖に宛てた咨文（明との外交文書）に詳しい。この咨文は光海君11年（1619）頃に編纂された対明外交文書集『事大文軌』に収録されている⁽⁷²⁾。その編纂に際しては、承文院に保管された謄録が利用されたであろう⁽⁷³⁾。先に掲げた『宣祖修正実録』の記録は、この咨文をもとに記されたものである⁽⁷⁴⁾。『事大文軌』に残る朝鮮国王と遼東都指揮使司との往復文書によれば、明が朝鮮に通告した内容は、以下の4点に整理することができる。

- (1) 明では府・州・県にそれぞれ厲壇を設置し、毎年春と秋に祭祀を実施して靈魂を慰めている⁽⁷⁵⁾。そこで、朝鮮には平壤・開城・碧蹄・漢城の4ヶ所に祭壇を設置する⁽⁷⁶⁾。
- (2) 祭場の区域は縦20丈、横10丈とし、祭壇は高さ4尺、広さ4丈とする⁽⁷⁷⁾。
- (3) 壇門の南側に「愍忠」と掲示し、四面に「大明征東陣亡官軍之位」と記した位牌を設置する。
- (4) しばらくは遼東都指揮使司の堂上官1員を祭官として派遣する。ただし、毎年祭官を派遣するのは煩雑であるため、朝鮮からの朝貢使に官銀をもたせて祭祀させる。

このように、愍忠壇祭祀は本来、明の兵士のための慰靈祭であり、明政府としては朝鮮に派遣された明兵の不満⁽⁷⁸⁾を和らげる意図もあったであろう。そのため、明政府は愍忠壇祭祀に対して積極的であった。たとえば、宣祖28年には遊擊陳雲鴻が平壤と碧蹄の愍忠壇で戦死した明兵を祀った。平壤では明將祖承訓が日本軍に敗北し、碧蹄館でもやはり李如松が敗れた。愍忠壇祭祀が明の主導のもとに実施されたことは、陳雲鴻の接伴使（外国使臣を接待するための臨時官職）を務めた李時発の報告書から明らかである。

陳遊擊接伴官李時発書啓曰、今日遊擊往祭洪濟院愍忠壇、儀註則遊擊作出、令後來亦依此行之云、且令臣陪祭（=側に侍して拜礼すること）、故亦依分付、行拜礼矣、且遊擊分付臣曰、欲立石于此、以記我奉旨來祭之辭云、請令該司急速挙行、（後略）（陳遊擊の接伴官李時発が申し上げた。「今日、遊擊が洪濟院の愍忠壇にて祭祀を実施しました。遊擊は儀註をみずから作成し、以後、この儀註によって祭祀を行うよう命じました。また、遊擊は私に陪祭を命じましたので、そのとおりに拜礼しました。そのうえ、遊擊は『石碑をここに建て、私が皇帝の命令をうけて祭祀を実施した、と記したいと思う』と仰せられました。該当官庁においてすみやかに挙行なさいますように。……）（『宣祖実録』卷60、28年2月戊午〔15日〕条）

漢城の場合、愍忠壇は漢城郊外の洪濟院（弘濟院）付近に設置された。この報告書で注目すべき点はまず第1に、朝鮮政府ではなく明将が愍忠壇祭祀の儀註を作成したことである。第2に、明の萬曆帝が武官を祭官として朝鮮に派遣したことである。いずれも、原則的には明政府が愍忠壇祭祀を実施していたことを裏打ちする。それゆえ、陳遊擊が「皇帝の命令」を強調したのも首肯できる。このとき遼東都指揮使司が宣祖に宛てた咨文には祭文（死者を弔う際に神前で奉読する文）の文面と供物のリストが記され、祭文の冒頭には「皇帝が遼東都司の堂上官を派遣して、朝鮮で戦死した官軍を祭祀せしむ」とある⁽⁷⁹⁾。

つまり、愍忠壇という名称はもちろん、その祭祀に関わる祭官・祭文・経費（供物）はすべて皇帝の命令のもとに準備されたのである。宣祖は遼東都指揮使司に宛てた回咨（返書）のなかで、「皇帝陛下の仁恩を頂戴し、感激して涙が溢れます」と伝えた⁽⁸⁰⁾。しかし、この宣祖の回咨が外交辞令であることは、その後の愍忠壇祭祀を追究すれば明らかとなる。

2. 慰忠壇祭祀の復活とその事情

17世紀以後の実録記事をみると、顯宗9年（1668）までおよそ70年間、愍忠壇祭祀に関する記録を見出しができない。その理由は次の実録記事から理解できる。

命致祭愍忠壇、壇在弘濟院近處、壬辰亂後、皇明為東征將士之死於王事者、設壇賜祭、
我國仍而致祭、自丙子（=丙子胡乱）以前、廢而不行、至是、戶判金佐命請復之、
(国王殿下が愍忠壇の祭祀をお命じになった。壇は弘濟院の近くに在る。壬辰倭乱後、明が東征して戦死した兵士のために壇を設置し、祭祀を実施したところである。我が国もこれを継承して致祭したが、丙子胡乱以前より廢れて行われないようになった。そこで、戸曹判書金佐命がこれを復活させるよう要請したのである。) (『顯宗実録』卷14、9年3月辛酉〔23日〕条)

この記録によれば、愍忠壇祭祀はしばらく廢れていたが、顯宗9年3月になって復活した⁽⁸¹⁾。愍忠壇祭祀が廃れた正確な年代は不明であるが、丙子胡乱以前にはすでにその祭祀が途絶えていたことは疑いない。当時、官軍の位牌は奉常寺の神室に奉安されていたが、その祭祀については祀典に記載がなかったという⁽⁸²⁾。周知のとおり、丙子胡乱により朝鮮の宗主国は明から清へと交替した。そもそも、愍忠壇は明政府の要請によって設置されたものであり、朝鮮政府としては積極的に明軍の戦死者を慰靈する必要もなかったであろう。そのうえ、かつて朝鮮の宗主国であった明はすでに滅亡し、朝鮮は清の侵略をうけて降伏した。そのため、ますます愍忠壇祭祀は忘れ去られるようになったのである。

では、顯宗9年に愍忠壇祭祀が復活した理由を考えてみよう。一見、顯宗代（1659～74年）に「慕明思想」が高揚したように思われる。しかし、事実はそうではない。この年、朝鮮半島は飢饉に見舞われた。そのため、金佐命が漢城と京畿の民衆のために粥を振る舞つて救済するよう上疏した経緯がある⁽⁸³⁾。実際に、実録記事は「折匂（=京畿）と海西（=黃海道）・湖西（=忠清道）は大飢饉に見舞われ、瘧疫（=流行病）もまた熾烈である」と伝える⁽⁸⁴⁾。そのため、朝鮮政府は正2品以上の重臣を漢城の北郊にある厲壇に派遣して厲祭⁽⁸⁵⁾を実施し、丙子胡乱の戦場となった陥川・双嶺（いずれも京畿広州にある山川）・江原道金化・黃海道兎山・江華の5ヶ所にも玉堂（弘文館の官員）を派遣して戦死者の靈を慰めるに至る⁽⁸⁶⁾。朝鮮には明軍の戦死者を祀る子孫がいなかったため、愍忠壇祭祀が厲祭と類似する性格を帯びるようになったのである。この年の流行病は朝鮮各地に広がり、たと

えば慶尚道の病死者は230余人であったという⁽⁸⁷⁾。

こうして顯宗代に愍忠壇祭祀が復活した。顯宗11年になると、今度は旱魃が朝鮮半島を襲った。朝鮮政府は漢城で祈雨祭を実施したが、地方では祈雨祭を行う時間的な余裕はなかった。そのとき、司憲府持平柳庭は次のように上奏した。

持平柳庭啓曰、（中略）往在戊申（=顯宗9年）春、筵臣（=経筵官）建白、愍忠壇・江華・兎山・金化・双嶺等廻戦亡將士、挙皆別遣近臣致祭、而唯壬辰之變、南原・錦山・晋州・獺川戦亡者、独不賜祭、其在祀典、亦極闕礼、況當遇災之日、宜修廢典、請遣近臣、択日致祭、上從之、（後略）（持平柳庭が国王殿下に申し上げた、「……去る顯宗9年の春に経筵官の建議により、愍忠壇・江華・兎山・金化・双嶺等で戦死した兵士のために、みな特別に近臣を派遣して致祭しました。しかし、壬辰倭乱の際に南原・錦山・晋州・獺川で戦死した者に対しては祭祀をお命じになりませんでした。これらは祀典に定められておりますので、甚だ礼を欠くことになります。災変に遭遇した時にこそ、廃れた儀礼を復旧しなければなりません。近臣を派遣し、祭祀の時日を選んで致祭なさいますように」と、国王殿下はこれにしたがわれた。……）（『顯宗改修実録』卷22、11年3月壬午〔25日〕条）

朝鮮政府は天変地異に敏感に反応した。たとえば、朝鮮初期には天譴思想の影響を強くうけた太宗が圜丘壇祭祀を復活させた。太宗代（1400～18年）の圜丘壇祭祀が祈雨祭として機能した⁽⁸⁸⁾ように、農耕社会の朝鮮において祈雨祭は重要な祭祀儀礼であった。顯宗代の場合は、飢饉にともなう愍忠壇祭祀の復活とその後の旱魃が、やがて朝鮮の儒者官僚に壬辰倭乱の記憶を蘇らせる契機となったのである。朝鮮政府は翌年の顯宗12年にも漢城と地方で厲祭の実施を命じ、顯宗9年の前例により重臣を愍忠壇に派遣して致祭した⁽⁸⁹⁾。ここにいう地方とは、丙子胡乱の戦場となった陥川・双嶺・金化・兎山・江華のほかに、壬辰倭乱の戦場となった晋州・南原・錦山・獺川・尚州・原州・蔚山を加えた合計12ヶ所の邑であり、実録記事にはこれらは「みな国王の軍隊が戦没したところである」と伝える⁽⁹⁰⁾。

こうしてみると、顯宗代に愍忠壇祭祀が復活し、丙子胡乱と壬辰倭乱の戦死者に対する追慕の念が高まったことは疑いない。しかし、顯宗9年に戸曹判書金佐命が愍忠壇祭祀の復活を要請したのは、飢饉に対する救済策の一環であった。したがって、顯宗代に愍忠壇祭祀が復活した背景には飢饉・旱魃という天災があり、「慕明思想」の高揚とは無縁であったといわざるをえない。愍忠壇祭祀は、少なくとも17世紀前半の朝鮮社会では忘れ去られた祭祀儀礼であった。

愍忠壇もこれまでに検討した閔王廟・宣武祠と同様に、大報壇祭祀の制度拡充期に相当する英祖代にクローズアップされる⁽⁹¹⁾。朝鮮末期に成立した『太常志』（高宗10年、1873）は愍忠壇について、「壇は弘濟院の右にある。かつては大明の官軍を祀ったが、今では廃止した」と説明する⁽⁹²⁾。官軍の位牌は奉常寺の神室に奉安されていたが、のち英祖36年（1760）に朝鮮政府は宣武祠の東側に征東官軍祠を設置して位牌をここに移した⁽⁹³⁾。官軍の位牌が明政府の筆跡であったため、英祖は宣武祠とあわせて祭祀すべきである、と教書を下すに至ったのである⁽⁹⁴⁾。

むすび

本稿では壬辰倭乱から明・清交替までにひとまず時期を絞り、朝鮮後期の国家祭祀儀礼がいかに変動し、またその際に朝鮮政府が明にどのように対処したのかについて検討した。考察の対象としたのは来援明軍がもたらした関羽信仰、明将のための祭祀、そして戦死した明兵のための祭祀であり、これらは朝鮮後期社会における国家祭祀の特徴といえよう。考察の結果は以下の3点に要約することができる。

(1) 軍神である関羽を祀る関王廟祭祀は、朝鮮では前例がない。明の関羽信仰については柳成龍の見聞記、『大明会典』の規定、朝鮮国王と明将との会談を通して朝鮮政府にも情報が伝わった。関王廟の創建後、明将が関羽の生辰に致祭したため、やむをえず宣祖も関王廟に拝礼することになる。宣祖31年（1598）には宣祖みずからが関王廟に拝礼したが、朝鮮政府は以後の関王廟祭祀を、毎年春秋に官僚を代理として派遣する形式で実施した。また、当時の論議を検証すると、朝鮮政府は南関王廟だけでなく東関王廟の建設にも反対であったことが判明した。とくに『光海君日記』の原稿本は、光海君自身が関王廟に対して懷疑的であったことを伝える。

(2) 来援明軍のための祭礼施設としては、平壌の武烈祠と漢城の宣武祠がある。武烈祠の設置は宣祖28年（1595）正月以後、宣祖29年11月以前と考えられる。朝鮮政府は宣武祠に明の兵部尚書石星と提督李如松のほか3人の副将を祀ったが、実際に朝鮮で指揮を執った李如松の功績を重視した。のち、18世紀の英祖代になると朝鮮政府は李如松を萬曆帝の配享として大報壇に祀るようになる。一方、丁酉倭乱後の宣祖32年に朝鮮政府は武烈祠を創建して軍門邢玠と經理楊鎬を祀ったが、宣祖はむしろ楊鎬の功績を重視した。楊鎬が讒言により罷免となるや、楊鎬が明へ帰還する際に朝鮮政府は顯彰碑まで建てて別れを惜しんだ。いずれも来援明軍の恩義に報いるために朝鮮政府が建設した施設であるが、宣武祠の創建事情は武烈祠とは異なる。宣武祠は朝鮮政府の発案ではなく、明将本人の要請により創建されたからである。光海君代にはこれらの管理体制が弛緩し、丙子胡乱を経て宣武祠と武烈祠の祭祀に支障を来たすようになった。そのため、朝鮮政府は戦乱で焼失した画像を位牌に替えて宣武祠と武烈祠の祭祀を継続することになる。

(3) 特定の明将ではなく、戦死した一般の明兵を祀る施設が愍忠壇である。宣祖26年（1593）に明の礼部が萬曆帝に上奏し、その結果、平壌・開城・碧蹄・漢城の4ヶ所に愍忠壇が設置された。愍忠壇祭祀は明の兵士のための慰靈祭であり、明政府としては朝鮮に派遣された明兵の不満を和らげる意図もあったと考えられる。そのため、明政府が祭官・祭文・経費（供物）を準備し、愍忠壇祭祀に対しては積極的であった。ところが、この祭祀も丙子胡乱以前には廃れてしまった。本来、愍忠壇は明が設置した祭礼施設であり、とくに明・清交替後には忘れ去られるようになったのであろう。愍忠壇祭祀は顯宗9年（1668）になってようやく復活したが、復活の背景には当時朝鮮半島を襲った飢饉と旱魃があった。朝鮮政府は廃れた典礼を復活させることにより、民心の安定を図ったのである。そもそも朝鮮には明軍の戦死者を祀る子孫がいないため、愍忠壇祭祀が厲祭と類似する性格を帯びるようになったと考えられる。したがって、顯宗代における愍忠壇祭祀の復活を「慕明思想」の高揚と直接関連づけることは困難である。

【附記】本稿は、2001年8月21日～24日に英国のオックスフォード大学で開催された国際学術会議「Hideyoshi's Invasion of Korea 1592-1598」(British Association for Korean Studies)にて報告した原稿「壬辰倭乱直後の朝鮮と明—朝鮮後期の国家祭祀の観点から」を土台としている。研究代表者のJames B. Lewis氏(同大学オリエンタル研究所助教授)からは、日本語版の原稿に関してはすでに公表の許可を得ていた。そこで今回、その後の知見を若干加えつつ公表することにした。

註

- (1) 『国朝五礼儀』の編纂経緯とその性格については李範稷『韓國中世礼思想研究—五礼儀 中心으로』(一潮閣, 서울, 1991年9月)「第2章IV 成宗朝『国朝五礼儀』の成立」(初出は「国朝五礼儀의 成立에 대한 一考察」『歴史学報』第122輯, 서울, 1989年6月) 377～379頁, 桑野栄治「朝鮮時代の国家祭祀と儒教—王権の創造と演出」(『アジア遊学』第50号〔特集：朝鮮社会と儒教〕, 勉誠出版, 2003年4月) 37～41頁, 参照。
- (2) 最近では李迎春「朝鮮後期의 祀典의 再編과 国家祭祀」(『韓国史研究』第118号, 서울, 2002年9月)が『国朝統五礼儀』の編纂過程, 祀典の再編成のほか, 大祀に編入された社稷壇の祈穀祭(朝鮮初期には不定期的にいくどか実施)を中心に論じた。
- (3) 『国朝統五礼儀序例』(『国朝五礼儀』景文社, 서울, 1979年3月影印, 所収)卷1, 吉礼, 辨祀条。閔王廟と宣武祠の構造に関しては同書卷1, 吉礼, 廟祠図説条, 永禧殿の項に「閔王廟二, 一在都城東門外, 一在都城南門外, 正殿三間, 前有覆檐, 有二門, 享漢武安王〔閔羽〕」「宣武祠在都城内南, 正宇三間〔唯一門〕, 享皇明兵部尚書〔邢玠〕・都御史〔楊鎬〕」とある。のち, 『大典会通』(高宗2年, 1865)の施行細則として高宗6年に刊行された『六典條例』によれば, 閔王廟は小祀から中祀に昇格している。『六典條例(下)』(景文社, 서울, 1979年3月影印)卷5, 礼典, 礼曹, 典享司, 祭祀条。
- (4) 『国朝統五礼儀序例』卷1, 吉礼, 斋官条。ただし, 本田洋氏が閔王廟契閔連文書の調査研究から明らかにしたところによれば, 19世紀末になると全羅道南原の閔王廟では郷吏層がその維持と運営に関与するようになる。本田洋「吏族と身分伝統の形成—南原地域の事例から」(『韓国朝鮮の文化と社会』第3号, 2004年10月) 50～54頁。
- (5) 『国朝五礼儀序例』(前掲『国朝五礼儀』, 所収)卷1, 吉礼, 辨祀条。
- (6) 桑野栄治「朝鮮初期の文廟祭と郷村社会」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第15・16合併号, 2000年3月)。
- (7) 桑野栄治「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」(『朝鮮学報』第135輯, 1990年4月). 同「李朝初期における高麗王氏祭祀」(『年報朝鮮学』第2号, 1992年3月)。
- (8) 金子修一『古代中国と皇帝祭祀』(汲古書院, 2001年1月)「第一部第一章 古代中国の皇帝祭祀の諸問題」5～11頁。
- (9) 桑野栄治「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容—祈雨祭としての機能を中心に」(『朝鮮学報』第161輯, 1996年10月). 同「朝鮮世祖代の儀礼と王権一对明遥拝儀礼と圓丘壇祭祀を中心に」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第

- 19号, 2002年4月). なお, 後者の論考は増補・修正のうえ, 桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』(2001~2003年度科学研究費補助金[基盤研究(C)(2)]研究成果報告書, 2004年2月)に収録した.
- (10) 中村栄孝「朝鮮における関羽の祠廟について—壬辰・丁酉倭乱と「関王廟」の創始」(『天理大学学報』第85輯, 1973年3月) 257頁.
 - (11) 中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学報』第78輯, 1972年3月) 198頁.
 - (12) 朴珠「朝鮮肅宗朝의 祠宇濫設에 대한 考察」(『韓國史論(서울대학교韓國史学会)』6, 서울, 1980年12月) 237頁. 鄭萬祚『朝鮮時代書院研究』(集文堂, 서울, 1997年5月)「17~18세기의 書院·祠宇에 대한 試論—특히 士林의 建立活動을 중심으로」148~154頁. また, 慶尚道安陰・安義の事例研究に山内民博「倭乱記録と顯彰・祭祀—壬辰丁酉倭乱と朝鮮郷村社会」(『新潟史学』第50号, 2003年10月)がある.
 - (13) 中村栄孝, 前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」210~217頁. 鄭玉子『조선후기 조선중화사상 연구』(一志社, 서울, 1998年5月)「一. 2. 대보단(大報壇)의 창설」(初出は「大報壇 創設에 관한 研究」(『邊太燮博士華甲紀念 史學論叢』三英社, 서울, 1985年) 69頁. 李泰鎮「조선후기 对明義理論의 变遷」(『아시아문화』第10号, 春川, 1994年12月) 4~7頁).
 - (14) 桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開—大報壇祭祀の整備過程を中心に」(渡辺浩・朴忠錫編『国家理念と対外認識(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会, 2001年5月. 韓国語版は亜研出版部, 서울: 2002年2月). なお, 大報壇祭祀に関する最近の論考に李根浩「영조의 명 태조 이해와 황단병사(皇壇竝祀)」(鄭萬祚他『조선시대의 정치와 제도(조선시대 양반사회와 문화2)』集文堂, 서울, 2003年8月)のほか, 山内弘一『朝鮮からみた華夷思想』(山川出版社, 2003年8月) 44頁, 李迎春, 前掲「朝鮮後期의 祀典의 再編과 国家祭祀」211~212頁にも言及がある.
 - (15) 稲葉岩吉『光海君時代の満鮮関係』(大阪屋號書店, 京城, 1933年3月)「第三章第二節 壬辰役直後に於ける明国との諸関係」81~91頁. 劉九成「壬乱時 明兵의 来援考—朝鮮의 被害를 中心으로」(『史叢』第20輯, 서울, 1976年9月). 明軍の参戦をめぐる最近の研究動向に関しては, 朴哲暉「壬辰倭乱 研究의 現況과 課題」(韓日関係史研究論集編纂委員会編『임진왜란과 한일관계』景仁文化社, 서울, 2005年6月) 50~51頁, 参照.
 - (16) 金龍国「関王廟建置考」(『郷土서울』第25号, 서울, 1965年7月) 13~23頁. 中村栄孝, 前掲「朝鮮における関羽の祠廟について」. 韓明基『임진왜란과 한중관계』(歴史批評社, 서울, 1999年8月)「제 1 부제 3 장 명군 침전과 사회·문화적 영향」180~184頁. また, 最近では沈勝求「조선후기 무묘(武廟)의 창건과 향사(享祀)의 정치적 의미—관왕묘(關王廟)를 중심으로」(鄭萬祚他, 前掲『조선시대의 정치와 제도』, 所収)も壬辰倭乱中の関王廟創建を取りあげた(423~428頁)が, 関王廟祭祀を「下祀」の国家儀礼と表現する(428・430・448頁)のは「小祀」の誤りであろう. なお, 関王廟の位置については, たとえば金正浩校刊『大東輿地図(奎章閣叢書第二)』(京城帝国大学法文学部, 京城, 1936年3月影印. 草風館, 1994年9月復刻)所収の「京兆五部」により「興仁門」の東側に「東廟」を, 「崇礼門」の南側には「南廟」を容易に確認できる.

- (17) 『宣祖実録』卷100, 31年5月丙申(12日)条に「今日臣徳馨議于唐官, 則彭中軍等以為, 諸老爺必行四拜礼, 国王看他行礼何様, 一樣行之為可云, (中略) 黃應陽以為, (中略) 為朝鮮新立之廟, 国王一番降屈, 未為不可云云」とある。なお, 16世紀当時の朝鮮と明の官制についてはさしあたり, 北島万次「壬辰倭乱期の朝鮮と明」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史(Ⅱ外交と戦争)』東京大学出版会, 1992年7月)156~160頁, 参照。
- (18) 原文は以下のとおり。「弘文館啓曰, 関王廟行礼博考事, 伝教矣, 歷考諸書, 往昔群祀之類, 他無所拠, 唯宋祖開宝三年(=高麗光宗21年, 970), 令有司品第前代功臣・烈士以聞, 而関羽亦在其中, 所謂關王廟者不待皇明而已, 有其祀矣, 至於天將則極其尊敬, 四孟・歳暮及其生辰, 皆遣官致祭, 載在會典後增神祇之首, 此經理諸公所以趨廟燒香, 而又欲自上行礼也, 但以我国言之, 無此等祀礼, 雖欲求其近似相倣之規, 而亦未得考, 既非應祀, 而率爾祀之, 則恐未合於典礼之宜, 伝曰, 依拠」(『宣祖実録』卷100, 31年5月丙申〔12日〕条). また, 『正徳大明会典』(汲古書院, 1989年6月影印)卷85, 祭祀6, 礼部44, 合祀神祇1, 後增神祇条の冒頭に「漢前將軍壽亭侯關公廟〔四孟・歳暮, 遣應天府官祭, 五月十三日, 又遣南京太常寺官祭〕」とある。
- (19) 名古屋市蓬左文庫には「嘉靖三十一年(=朝鮮明宗7年, 1552)六月」の内賜記をもつ朝鮮版『正徳大明会典』が現存する。桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存—朝鮮前期対明外交交渉との関連から」(『朝鮮文化研究』第5号, 1998年3月).
- (20) 井上以智為「關羽祠廟の由来並びに変遷(下)」(『史林』第26卷第2号, 1937年4月)61~65頁. 小島毅「国家祭祀における軍神の変質—太公望から關羽へ」(『日中文化研究』3, 1992年7月)72頁.
- (21) 『西厓集』(『標点影印 韓國文集叢刊(52)』民族文化推進会, 서울, 1990年11月影印, 所収. 底本は高麗大学校中央図書館蔵本)卷16, 雜著, 記關王廟.
- (22) 原文は以下のとおり。「許遊擊國威來時, 御所請見, 上出中門外迎入, 行酒禮〔國威福建人, 人物輕佻, 崇信佛學〕, (中略) 國威曰, 関王廟甚多靈異, 國王須加尊敬, 上曰, 関王某時有神助之功, 某時封協天大帝乎, 國威曰, 太祖朝, 有陰助之力, 封武安王, 萬曆十三年, 封協天大帝也, (後略)」(『宣祖実録』卷111, 32年4月丙寅〔17日〕条).
- (23) 当日の5月13日は大雨が降ったため, 宣祖は翌日に親祭した。原文は以下のとおり。「今日乃關王生辰也, 仍為塑像・諸具致祭, 請上亦幸祭之, 此廟中國有之, 而我國則無之, 非祀典所載, 而經理強之, 上不得已, 將往焚香, 而乘輿已駕, 大雨暴下, 停行」「上親祭于關王廟, 上進跪焚香, 連奠三爵, 上前後各行再拜禮, 礼畢, 遊擊設庭戲, 邀上共賞」(順に『宣祖実録』卷100, 31年5月丁酉〔13日〕・戊戌〔14日〕条).
- (24) 『統大典』卷3, 礼典, 朝儀条に「親臨關王廟時, 行再拜礼」とある。
- (25) 中国の唐代においても, 皇帝による親祭は大規模で多額の費用を要するため, 日常的には「有司摂事」で実施した。金子修一, 前掲書「第一部第二章 古代中国皇帝制の特質」59~61頁.
- (26) 中村栄孝, 前掲「朝鮮における關羽の祠廟について」253~254頁. 沈勝求, 前掲「조선후기 무묘(武廟)의 창건과 향사(享祀)의 정치적 의미」425~426頁.

- (27) 中村栄孝, 前掲「朝鮮における関羽の祠廟について」257頁.
- (28) 『宣祖実録』卷141, 34年9月丁酉(3日)条に「憲府啓曰, 関廟之役, 初非關係國事, 築怨三年, 成此一廟」とある.
- (29) 『光海君日記(太白山史庫中草本)』卷54, 4年6月朔甲子条に「又伝曰, 関王廟不設則已, 天朝大官既為創建, 在我之道, 似不必至於慢神」とある.
- (30) 『光海君日記』の清書本である鼎足山本と, 原稿本(中草本)である太白山本の性格については末松保和『朝鮮史と史料(末松保和朝鮮史著作集6)』(吉川弘文館, 1997年1月)「李朝実録考略」342~345頁.
- (31) 『光海君日記(太白山史庫中草本)』卷54, 4年6月朔甲子条に「(礼曹)回啓曰, 関廟祭礼, 則依纛所例, 每年春秋驚蟄・霜降日, 遣官設行矣」とあり, また『国朝統五礼儀序例』卷1, 吉礼, 時日条には「驚蟄・霜降日, 享關王廟」とある. つまり, 朝鮮政府は後述する武烈祠と同様に, 義祭の例にならって關王廟の祭祀を制度化した.
- (32) たとえば『漢書』卷71, 列伝41, 雋疏于薛平彭伝, 于定国条に「于定国字曼倩, 東海鄭人也, 其父于公為縣獄史・郡決曹, 決獄平, 羅文法者于公所決皆不恨, 郡中為之生立祠, 号曰于公祠」とある.
- (33) 『宣祖実録』卷35, 26年2月丁亥(2日)条に「備邊司請, 以李提督立碑・画像・生祠事, 令都監堂上中, 專掌為之, 上允之」とある.
- (34) 戰鬪の概要是李炯錫『壬辰戰乱史一文祿・慶長の役(中巻)』(東洋図書出版, 1977年3月)「第二篇第八章第二節 第三次平壤城戰鬪」181~193頁.
- (35) 中村栄孝, 前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」197頁.
- (36) 『大東地志』(亞細亞文化社, 서울, 1976年8月影印)卷21, 平安道平壤, 祠院条, 武烈祠の項割註に「靜海門(=内城の西門)内, 宣祖癸巳(=宣祖26年, 1593)建, 同年賜額」とある. のち, 正祖16年(1792)には平安道觀察使の要請により, 武烈祠に參將駱尚志を追享した(『正祖実録』卷35, 16年8月壬申〔6日〕条).
- (37) 『輿地図書(上)』(国史編纂委員会, 서울, 1973年12月影印)平安道平壤府, 壇廟条, 武烈祠の項割註に「萬曆癸巳(=宣祖26年), 監司李元翼剏建」とある.
- (38) 朝鮮総督府中枢院編『朝鮮人名辞書』(朝鮮総督府中枢院, 京城, 1937年3月. 臨川書店, 1972年7月復刻)452頁.
- (39) 原文は以下のとおり。「上御別殿, 講周易, 特進官金暉啓曰, 石尚書生祠及三大將事, 論議不一, 而大臣有病, 不能歸一矣, (中略)暉曰, 平壤生祠碑石・工匠已具, 而碑文未到, 故未得為之云, 上曰, 何至今不為耶, 暉曰, 大提學(尹根壽)赴京, 故茲未及製文矣, (後略)」(『宣祖実録』卷59, 28年正月己卯〔6日〕条).
- (40) こうした楊元の反論は, その後の実録記事にも次のとくみえる。「接見摠兵楊元于嘉平館西軒, (中略)上曰, 以小邦之故, 天朝將官・士卒如此困苦, 此則小邦之罪也, 總兵曰, 生祠立碑之說, 是何言耶, 上曰, 諸大人豐功偉烈, 小邦之人欲報無所用, 是揭揚爾, 元曰, 此皆皇上威靈, 僕等有何可紀之功乎, (後略)」(『宣祖実録』卷35, 26年2月癸卯〔18日〕条).
- (41) 『宣祖実録』卷86, 30年3月乙卯(25日)条に「奏聞使鄭期遠書狀, (中略)楊元曰, 你國只知有李提督, 不知有我, 李海龍復于臣等, 臣等令海龍答曰, 寧有是理, 老爺之功, 刻骨難忘, 至設老爺生祠於平壤矣」とある. のち, 丁酉倭乱の際に鄭期遠は楊元

- の接伴使として南原城の防衛に参加し、戦死した（『宣祖修正実録』卷31、30年9月条）。その楊元も、南原城陥落の責任を問われて斬首となつたことについては、朝鮮史編修会編『草本懲懲録（朝鮮史料叢刊第11）』（朝鮮総督府、京城、1936年3月影印）51、南原城陥のほか、『西厓集』卷16、雜著、記南原陥敗事、参照。
- (42) 『宣祖実録』卷86、29年11月甲辰（12日）条。
- (43) 『両朝平壤録』（北京大学朝鮮文化研究所等主編『壬辰之役史料匯輯（下）』全国図書館文献縮微復制中心出版、北京、1990年7月影印、所収）卷4、日本上、萬曆25年2月18日条。『宣祖実録』卷118、32年10月癸巳（17日）条。
- (44) 『明史』卷238、列伝126、李成梁・李如松。また、『択里誌』（朝鮮光文会、京城、1912年6月）平安道には「李如松常曰、俺本朝鮮人云」とある。『択里誌』の成立年代については諸説があるが、ここでは小石晶子「李重煥と『択里誌』」（『朝鮮学報』第115輯、1985年4月）84頁にしたがう。
- (45) 『尊周彙編（下）』（麗江出版社、서울、1985年8月影印）卷8、皇壇志、從享諸臣条。『尊周彙編』は、正祖（1776～1800年）が編纂を命じ、純祖代（1800～34年）に完成した。その編纂経緯は鄭玉子、前掲書「二. 1. 대명의리론（対明義理論）의 정리」（初出は「正祖代 対明義理論의 整理作業—〈尊周彙編〉을 中心으로」『韓国学報』第69輯、서울、1992年12月）129～140頁に詳しい。
- (46) 宣武祠創建の概要は中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」197～198頁、および韓明基、前掲書「제 1 부 제 1 장 명군 참전과 정치적 영향」82～84頁。宣武祠の位置については、たとえば韓国図書館学研究会編『韓国古地図』（同研究会、서울、1977年6月）所収の金正浩作「首善全図」により、「崇礼門」の北側に逆さに印刷された「宣武祠」を確認できる（121頁）。
- (47) 宣祖は当時の士気を鼓舞するため、金軍の侵攻の際に抗戦した南宋の忠臣岳飛の祠廟建設に関する事績を翻刻させた。『西厓集』卷17、跋、精忠錄跋。前間恭作『吉鮮冊譜（第二冊）』（東洋文庫、1944年4月）1094～1095頁。
- (48) 桑野栄治「李朝初期における国家祭祀—『国朝五礼儀』吉礼の特性」（『史淵』第130輯、1993年3月）137～140頁。明代の纛祭に関しては山本さくら「明代の旗纛廟—地方志における旗纛廟の考察」（『史学論叢（別府大学史学研究会）』第34号、2004年3月）に詳しい。
- (49) 『宣祖実録』卷117、32年9月癸亥（17日）条に「伝曰、一祭文為之乎、無乃草草乎、俾勿虧損可矣」とある。
- (50) 同じく『宣祖実録』卷117、32年9月癸亥（17日）条に「礼曹啓曰、（中略）今承上教、更為商量、則別為祭文、備述建祠設像之意、用於奉安之日、而前啓下祭文、則每歲恒用、恐或無妨、敢啓、伝曰允」とある。
- (51) 原文は以下のとおり。「以御書再造藩邦四大字，伝于政院曰，此書，戴中軍（＝戴延春）曾已見之，摹写以陽字刻板，懸于邢軍門生祀堂楣間，而經理未發行前懸之，此書則摹写後還入」（『宣祖実録』卷118、32年10月辛巳〔5日〕条）。
- (52) 中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」197～198頁。韓明基、前掲書「제 1 부 제 1 장 명군 참전과 정치적 영향」67～68頁。
- (53) たとえば壬辰倭乱期に兵曹判書の要職を務めた李徳馨は、「石星首発兵馬、收復三京

- (=漢城・開城・平壤), 其功最大, 故平壤生祠亦以此人主壁」と発言し, 最初に兵馬を發して三京を奪還した石星の功績をもっとも評価している。『光海君日記(鼎足山史庫本)』卷57, 4年9月甲午(3日)条。
- (54) 『宣祖修正実録』卷38, 37年7月条ではその冒頭に「配享楊經理于宣武祠」と掲げ, 以下にその経緯を簡潔に記す。
- (55) 戰鬪の概要是李炯錫, 前掲書「第四篇第一二章第二節五 穂山付近戰鬪」629~634頁。
- (56) 原文は以下のとおり。「礼曹回啓曰, 宣武祠既為致祭, 則武烈祠亦為致祭, 允合情禮, 祭物則當令本道精備設行, 而祭官自京差送乎, 令本道監司為之乎, 敢稟, 伝曰, 祭官自京下送, 然後, 合於遣官別祭之意矣」(『宣祖実録』卷176, 37年7月己巳〔20日〕条)。
- (57) 原文は以下のとおり。「備辺司啓曰, 伏見備忘記, 欲以楊經理配享宣武祠, 聖慮所及, 允恤輿情, (中略) 今承聖教, 群議莫不翕然, 但或者猶以配享為不称, 乃以並享為宜云, 此則臣等未敢遽加裁定, 令該曹更為參量, 稟旨擧行, 而画像則令冬至使購得而來為當, 敢啓, 伝曰允」(『宣祖実録』卷176, 37年7月壬申〔23日〕条)。なお, 朝鮮王朝の国家儀礼を網羅した『春官通考』(成立は正祖12年頃)によれば, 楊鎬の画像はのち光海君2年(1610)に宣武祠に奉安された。『春官通考(中)』(成均館大学校大東文化研究所, 서울, 1976年11月影印)卷44, 吉礼, 宣武祠条に「光海二年庚戌, 奉安楊經理画像于宣武祠, 初宣祖使朝京使臣求得楊經理画像, 至是得之」とある。
- (58) たとえば英祖29年(1753)には慶尚道栄川にて4巻4冊の木版本が刊行された(前間恭作, 前掲『古鮮冊譜(第二冊)』633頁)。本稿では「天理図書館所蔵今西博士蒐集朝鮮本マイクロフィルム」(雄松堂書店, 1967年)所収の『再造藩邦志』を利用した。また, 頤宗・肅宗代(1659~1720年)に成立した李星齡『春坡堂日月録』(同マイクロフィルム, 所収)卷7, 宣祖大王実録4, 31年8月条にも同様の記述がある。
- (59) 碑文の末尾には「萬曆二十六年(=宣祖31年, 1598)八月」とある。京城府編『京城府史(第一卷)』(京城府, 京城, 1934年3月)363~365頁。서울特別市史編纂委員会編『서울特別市史(古蹟篇)』(同委員会, 서울, 1963年12月)843~848頁。
- (60) 弘濟院(洪濟院)とは, 中国の使節が漢城に入る前日に宿泊する施設であり, 城外の西北にあった。『新增東國輿地勝覽』(中宗26年, 1531)卷3, 漢城府, 駅院条, 洪濟院の項。『大東地志』卷1, 漢城府, 宮室条, 弘濟院の項。
- (61) 『承政院日記』第1228冊, 乾隆29年(英祖40)3月20日辛未条に「上曰, 楊經理去思碑, 昔年命求得者, 而聞有於再逢涇灘(=十二支の申の別称), 宣武祠親酌之時, 是豈偶然, 新碑已立, 命埋旧碑, 非体昔年求得之聖意, 嘴呼, 今晚躬享, 碑文中, 見新碑所言萬曆年号, 何忍命埋, 下方欠傷處, 勿拘同石, 添補豎立于宣武祠碑閣左方事, 分付」とある。また『英祖実録』卷103, 40年3月辛未(20日)条では「上幸宣武祠, 親為文, 祭經理使楊鎬, 命運致經理碑之在沙峴者, 立於其廟傍」と簡潔に記録する。서울歴史博物館編『都城大地図』(同博物館遺物管理課, 서울, 2004年12月)の第09面には、「沙峴」と「慕華館」のあいだに「碑閣」とみえる。この「碑閣」が楊經理碑閣であろう。同書所収の李相泰「도성대지도에 관한 연구」によれば、「都城大地図」の製作上限年代は英祖29年, 製作下限年代は英祖40年と推定されている(72・77)

- 頁).
- (62) 『大東地志』卷1, 漢城府, 宮室条, 南別宮の項.
 - (63) 『新增東国輿地勝覧』卷3, 漱城府, 宮室条, 大平館の項. 『大東地志』卷1, 漱城府, 宮室条, 大平館の項.
 - (64) 『光海君日記(鼎足山史庫本)』卷54, 4年6月丁卯(4日)条に「改堅楊鎬去思碑于慕華館側, 従礼曹議也」とある. また, 『大東地志』卷1, 漱城府, 宮室条, 慕華館碑閣の項割註には「宣祖丁酉(=宣祖30年)堅, 経理楊鎬功德碑」とある. 碑閣については前掲註(61), 参照.
 - (65) 『光海君日記(鼎足山史庫本)』卷134, 10年11月癸卯(18日)条に「伝曰, 劉都督差官上来, 東閔王廟及楊經略碑閣, 急急摘奸修理, 以待」とある.
 - (66) 『仁祖実録』卷29, 12年2月丙子(19日)条にはつづけて「礼曹啓曰, 石尚書則以本像薦享, 李如栢則或改画修補無妨, 其他三將則不得已造設位板, 官爵・姓名則訪問於壬辰接伴時老宰臣及本地老人, 処以書之, 似當, 上從之」とある.
 - (67) 原文は以下のとおり. 「礼曹啓曰, 宣武祠乃宣祖朝所建也, 宣祖以御書再造藩邦四字, 揭之祠宇, 今者既失画像, 勢難行祭, 一朝廢祀, 殊甚未安, 請造作位版, 依前設祭, 上從之」(『仁祖実録』卷34, 15年5月乙酉〔18日〕条).
 - (68) 『宣祖実録』卷71, 29年正月癸未(16日)条に「愍忠壇〔天朝為天兵之戰亡者, 築壇祭之, 号愍忠〕」とある.
 - (69) 戰闘の概要是李烟錫, 前掲書「第二篇第八章第二節四 碧蹄館付近戰闘」206~213頁.
 - (70) 『宣祖実録』卷43, 26年10月朔辛巳条に「上至慕華館, 謝皇恩, 行四拜礼, 至宗廟前, 易服, 率百官, 哭臨」とある.
 - (71) 『宣祖実録』卷43, 26年10月朔辛巳条に「伝曰, 臨津戰亡將士, 則已為致祭矣, 碧蹄, 天兵多死, 天兵以我國事, 至於死亡, 當先為致祭, 斯速察為, 仍命設壇, 盡誠行祭」とあり, また『宣祖修正実録』卷27, 26年10月条は簡潔に「命祭碧蹄戰亡天兵」と記録する. なお, 宣祖の漢城還御については李烟錫, 前掲書「第二篇第八章第一節四 朝鮮軍の漢城回復と王の還御」166~169頁.
 - (72) 朝鮮史編修会編『事大文軌(朝鮮史料叢刊第7)』(朝鮮總督府, 京城, 1935年3月影印)卷12, 萬曆22年(宣祖27)11月28日付(遼東都指揮使司咨朝鮮国王). 同書卷12, 萬曆23年(宣祖28)2月16日付(朝鮮国王咨遼東都指揮使司).
 - (73) 中村栄孝『日鮮関係史の研究(中)』(吉川弘文館, 1969年8月)「第五章 明・鮮外交文書集『事大文軌』」398頁.
 - (74) 『宣祖実録』卷45, 26年閏11月庚子(20日)条も, やはり『事大文軌』の記録を要約したものである.
 - (75) 厲とは祀るべき子孫をもたない鬼神をいい, 戰争の犠牲者も含まれる. 『正徳大明会典』卷87, 祭祀8, 礼部46, 合祀神祇3, 祭厲条. 明代における厲祭の概要是B. 월라번(Boudewijn Walraven)「朝鮮時代 厲祭의 機能과 意義—‘돈귀신’을 모셨던 儒生들」(『東洋学』第31輯, 서울, 2001年6月)4~6頁.
 - (76) このうち, 漱城の愍忠壇については後述する. なお, 平壤の愍忠壇については「在乙密台城北, 萬曆癸巳(=宣祖26年)創築, 祭天朝戰亡將士」(『輿地図書』平安道平

- 壤府, 壇廟条, 懿忠壇の項割註), 「在乙密台傍, 祭萬曆癸巳東征戰亡將士」(『大東地志』卷21, 平安道平壤, 壇壝条, 懿忠壇の項割註)など, 朝鮮後期の地理誌に記録が伝わるが, 開城と碧蹄の懿忠壇についてはその所在地を確認することができない。
- (77) 明代の1尺は約31.1cm, 1丈は10倍の約3.11mである。
- (78) 壬辰倭乱時の明兵の惨状については岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」(明清史論叢刊行会編『中山八郎教授頌寿記念 明清史論叢』燎原書店, 1977年12月) 147頁。
- (79) 『事大文軌』卷12, 萬曆22年(宣祖27)11月28日付(遼東都指揮使司咨朝鮮国王)に「維萬曆某年某月某日/皇帝遣遼東都司堂上官某, 諭祭援朝鮮陣亡官軍」とある。
- (80) 『事大文軌』卷12, 萬曆23年(宣祖28)2月16日付(朝鮮国王咨遼東都指揮使司)に「又准每歲春秋, 発銀致祭, 當職, 益戴仁恩, 感涕交零」とある。
- (81) 『顯宗改修実録』卷18, 9年3月辛酉(23日)条もほぼ同じ記録を残す。
- (82) 『承政院日記』第207冊, 康熙7年(顯宗9)3月23日辛酉条に「戸曹判書金佐命所啓, 頃者, 奉常寺官員, 以祈雨祭時所用要輿改造事, 請謁於本曹, 且言本寺諸山川神位版奉安神室中, 有征東將士之神位版, 而不載於當時祀典中, 未知其故云」とある。
- (83) 『顯宗実録』卷14, 9年正月辛亥(12日)条。『顯宗改修実録』卷18, 9年正月辛亥(12日)条。
- (84) 『顯宗実録』卷14, 9年2月壬申(3日)条に「折匱・海西・湖西大饑, 瘟疫又熾, 命發倉賑之」とある。
- (85) 厲祭は世宗代に制度化を完了して小祀に組み込まれた国家祭祀であり, 朝鮮政府は全国の邑(郡県)に厲壇を設置した。桑野栄治, 前掲「李朝初期における国家祭祀」140~144頁。B. Walraven, 前掲「朝鮮時代 厲祭의 機能과 意義」2~3頁。金海栄「조선왕조의 주현제(州縣祭)에 대하여—사직제(社稷祭)와 여제(厲祭)를 중심으로」(鄭萬祚他, 前掲『조선시대의 정치와 제도』, 所収) 398~407頁。
- (86) 『顯宗実録』卷14, 9年3月丁巳(19日)・甲子(26日)条。『顯宗改修実録』卷18, 9年3月丁巳(19日)・甲子(26日)条。
- (87) 『顯宗実録』卷14, 9年3月壬戌(24日)条。『顯宗改修実録』卷18, 9年3月壬戌(24日)条。
- (88) 桑野栄治, 前掲「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容」12~19頁。
- (89) 原文は以下のとおり。「大司諫南龍翼・司諫李押・正言堵等啓, 請令該曹急速設行厲祭於京外, 上從之, 礼曹請, 依戊申年例, 不卜日, 虞誠設行於京外諸處, 遂遣重臣, 祭北郊及懿忠壇, 外方如陥川・双嶺・金化・鬼山・江華・晋州・南原・錦山・獺川・尚州・原州・蔚山等處, 則只送香祝幣, 令本道捉差祭官設行」(『顯宗実録』卷19, 12年4月庚子〔19日〕条)。
- (90) 『顯宗改修実録』卷24, 12年4月庚子(19日)条に「皆是勤王之師, 戰沒之處」とある。
- (91) 桑野栄治, 前掲「朝鮮小中華意識の形成と展開」168~169頁。
- (92) 李根命編『太常志』(寶蓮閣, 서울, 1980年10月影印)卷4, 祀典, 懿忠壇祭条に「壇在弘濟院右, 旧祭大明官軍, 今廢」とある。
- (93) 『英祖実録』卷95, 36年6月乙亥(3日)条に「親祭後, 還宮, 歷入閔王廟, 行再拜礼, 詣太常寺, 奉審神室, 行再拜礼, 見皇明征東陣亡官軍神位板, 命移置宣武祠」

とある。また、『太常志』卷4、祀典、官軍祠条には「旧在太常神室、英宗庚辰（＝英祖36年）、上親臨太常、伝曰、豈意幾百年之後、見皇明征東官軍位版於太常神室乎、配享於宣武祠左傍、一体行祭、以示予追先志、報皇恩之意」と記録する。

- (94) 『承政院日記』第1182冊、乾隆25年（英祖36）6月3日乙酉条に「上命承旨、書大明官軍・宣武祠配享綸音、伝曰、皇朝官軍位版、得見於太常神室、而今聞故事、此乃皇朝製置者也、今配享宣武祠、於理當然、令該曹擇日挙行、祭文當製下矣〔出伝教〕」とある。